

「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成22年11月11日厚生労働省厚生科学課策定）では、研究開発機関に対し、科学研究開発を一層推進するため、機関活動全般を対象とした「研究開発機関の評価」を定期的実施することを求めている。
主な実施手順の概要は以下のとおり。

● 定期評価の実施

- ・ 3年に1回を目安に、評価実施計画を策定
- ・ 外部専門家による評価委員会から、運営全般の評価報告書を受領

● 指摘事項への対応

- ・ 指摘がある場合、検討し対処方針を作成

※今回の審議事項

● 審議会への提出と意見

- ・ 評価報告書及び対処方針を所管課経由で厚生科学審議会に提出
- ・ 必要に応じて審議会が意見を提示

● 所管課の対応

- ・ 審議会意見に基づき、機関へ必要な措置を指示
- ・ 必要な支援を実施

● 機関による報告

- ・ 審議会意見を踏まえた改善状況を審議会に報告